

国保 だより

**国保に加入するとき、
やめるときには
「届け出」が必要です**

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	転入したとき	・ 転出証明書（マイナンバーカードによる転入の場合は不要な場合があります。）
	会社等を辞めたとき	・ 資格喪失証明書（前の健康保険の脱退を証明するもの）
	健康保険の扶養からはずれたとき	・ 資格喪失証明書（被扶養者でなくなったことがわかるもの）
国保を脱退するとき	転出するとき	・ 国保の保険証または資格確認書（お持ちの方のみ）
	会社等へ就職したとき	・ 国保の保険証または資格確認書（お持ちの方のみ） ・ 就職した会社等の資格確認書または資格情報のお知らせ
	健康保険の扶養になったとき	・ 国保の保険証または資格確認書（お持ちの方のみ） ・ 就職した会社等の資格確認書または資格情報のお知らせ

※ 届出に来られる人の本人確認書類が必要です。

※ マイナ保険証をお持ちの方もお持ちでない方も届け出は必要です。届け出は14日以内においでください。

後期高齢者医療保険に加入するとき

75歳の誕生日から後期高齢者医療へ自動的に移行します。届出等は必要ありません。

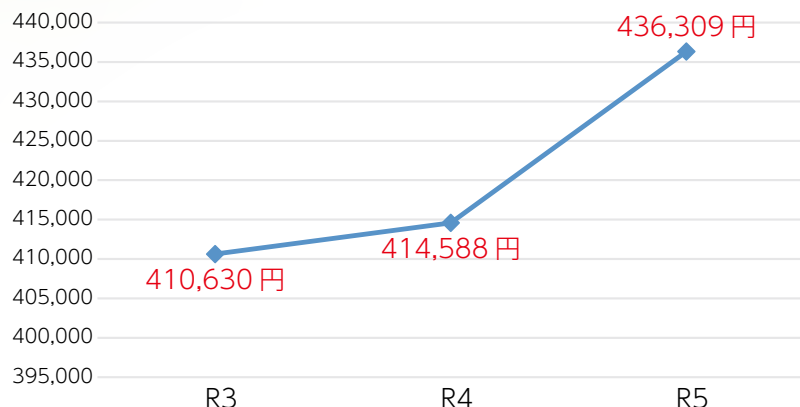
ただし、65歳から75歳未満で一定の障害があると認められた方の後期高齢者医療保険への加入には届出が必要です。

12月2日から資格確認書および資格情報のお知らせの交付が始まりました。有効期限内の保険証はそのままお使いいただけます。また、保険証の有効期限までに資格確認書または資格情報のお知らせを交付します。

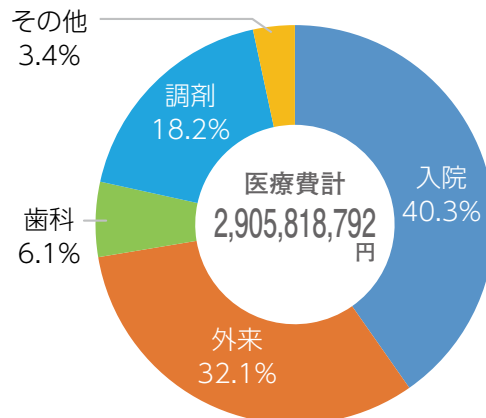
医療費の節約にご協力をお願いします

医療費が増え続けています

一人当たり医療費の推移



令和5年度の医療費の内訳



出典：国民健康保険事業年報

お願い

① 時間外受診を控えて、診療時間内（平日・昼間）に受診しましょう。

夜間や休日など診療時間外に医療機関を受診すると診察料が割増しとなります。急病でやむを得ない場合以外は診療時間内に受診しましょう。

休日・夜間の受診に迷ったら、電話相談窓口をご利用ください。

救急相談センター

#7119

または082-246-2000

全年齢の方対象 全日、24時間対応

子どもの救急電話相談

#8000

または082-555-8870

夜間や休日お子様の症状について

平日19時～翌朝8時 土日祝・年末年始17時～翌朝8時

② 重複受診を避けましょう。

同じ病気で複数の医療機関を受診すると、検査のやり直しやお薬の重複処方などのため、自己負担が増加する上、体にも負担がかかります。やむを得ず医療機関を変えるときは、紹介状をもらうようにしましょう。

今年度も医療費通知を送付します。

令和6年1月～10月診療分 → 令和7年2月発送予定

令和6年11月～12月診療分 → 令和7年3月発送予定

医療のかかり方を意識して、診療や診察履歴の確認をお願いします。

③ かかりつけ医をもちましょう。

かかりつけ医は、病気や症状、治療方法などについての的確な診断をし、アドバイスや必要に応じて適切な医療機関を紹介してくれます。また、紹介状なしで大きな病院を受診すると特別料金が発生する場合があります、改めて検査を受けることで検査費用や時間もかかり負担が大きくなります。



④ かかりつけ薬局やお薬手帳・マイナ保険証のお薬情報を活用しましょう。

かかりつけ薬局を決めると、服薬の履歴や副作用などの継続的な把握をしてもらえたり、飲み合わせや重複服薬の有無・薬の量なども確認してもらえます。また気になる健康のことについて相談できます。

お薬手帳やマイナ保険証でお薬の処方履歴を確認することで、過去に処方された薬が分かり、持参するとお薬代が安くなります。旅行先や災害時などでも処方されているお薬が分かります。



⑤ ジェネリック医薬品を活用してみましょう。

ジェネリック医薬品とは

先発医薬品の特許期間終了後に、製造・販売された低価格の医薬品です。

Q 安全性は？

A これまで効き目や安全性が実証されてきた薬（先発医薬品）と同じ主成分の薬で、国の審査基準を満たした薬です。

Q なぜ安いのか？

A 先発医薬品は、効き目や安全性の実証のため多額の開発費用が掛かっていますが、ジェネリック医薬品は開発コストが低いため、価格も安くなっています。

Q どうすれば処方してもらえる？

A 病院や薬局に、ジェネリック医薬品でお願いできないか聞いてみましょう。

薬によっては、新薬よりも大きさが小さくなった、苦みを抑えて飲みやすくなった、目印をつけて間違いにくくなったものもあります。ただし、ジェネリック医薬品がないものもあります。症状により変えられない場合もあるので、薬剤師に相談しましょう。

※ジェネリック医薬品があるお薬で先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品との薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、自己負担していただくことになります。ただし、先発医薬品の処方が必要と認められる場合は、特別の料金は必要ありません。先発医薬品が医療上必要かどうかは処方する医師が判断しますので、主治医等にご相談ください。

⑥ 健（検）診を受けましょう。

受診期限まであとわずかです!!



令和7年3月31日(月)まで!!

Check!

特定健康診査

令和6年5月下旬に対象の方に無料で受診できる受診券を発送しています。
※今年度の集団健診の受付は終了しましたので、個別に医療機関で受診してください。

歯周病検診

令和6年6月下旬に対象の方に無料で受診できる受診券を発送しています。

がん検診

次の人は無料で受診できるがん検診があります。

- ・市民税非課税世帯の人
- ・重度障害者医療受給者証をお持ちの人
- ・ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの人
- ・被爆者手帳をお持ちの人
- ・生活保護世帯の人
- ・70歳以上の人

詳しくは令和6年4月に配布した「府中市健康診査のお知らせ」をご覧ください。

健（検）診を受けることによって、自身の健康状態を把握し、病気の早期発見・早期治療につながります。

病気が重症化してしまうと、その後の治療や介護には多くの費用や時間がかかります。

年に1度は必ず受診するようにしましょう。



問い合わせ先

受診券の再交付に関すること：府中市役所 市民課 医療保険係 TEL:0847-44-9145

健診の内容全般に関すること：リフレ 健康推進課 元気づくり係 TEL:0847-47-1310